

## 図書館利用内規

### 第1条 (目的)

この内規は、一般財団法人日本エスペラント協会（以下「本会」という。）のエスペラント会館（東京都新宿区早稲田町1 2-3）内のエスペラント図書館（以下「本館」という。）の利用を定める。

### 第2条 (管理者)

本館の管理責任者は、本会総務部長とする。

- 2 管理責任者は、図書館長、本会図書館員および職員を本館の管理者として指名することができる。

### 第3条 (利用資格)

本館は、本会会員、および管理者が認める研究者が無料で利用できる。

- 2 管理者は、蔵書管理に害をなす者の利用を断ることができる。

### 第4条 (開館日時)

本館は、本会事務局の営業時間内に開館する。

- 2 管理者は、別に開館日・時間帯を設定することができる。

### 第5条 (利用手続き)

利用者は、管理者に名前を申告して利用する。

- 2 本館は、平時は、施錠している。利用者は、施錠時には、管理者に開錠を依頼すること。

### 第6条 (利用形態)

利用者は、本館内で蔵書を検索し、閲覧すること、または自らの持つ撮影装置において撮影することができる。

### 第7条 (貸出の禁止)

本館内の蔵書は、館外への貸出を禁止する。

- 2 管理責任者は、復刻等の特別の目的のための蔵書の館外への帯出を例外として認めることができる。

### 第8条 (蔵書の複写)

特に保存上問題のある書籍・雑誌を除き、本館の蔵書は、利用者が本会事務局内の複写機または写真で複写することができる。

- 2 複写代金として、1枚30円（蔵書保全管理費を含む）を申し受ける。

### 第9条 (蔵書の複写依頼)

会員は、第8条相当の蔵書について、具体的に書名・ページを指定して管理者に複写を依頼することができる。管理者は、業務に支障のない場合に限りこの依頼に応じる。

- 2 複写依頼代金として、1枚100円を申し受ける。

### 第10条 (改廃)

本内規は、本会業務執行理事会で改廃する。

## 付則

### 第1条 (早稲田文庫)

エスペラント会館内には、本館の他に、自由閲覧・有料貸出の「早稲田文庫」を設置して運営する。

### 第2条 (リファレンス・サービス)

蔵書に関するリファレンス・サービスは、将来の課題とし、当面は、実施しない。

(1998-07-05施行、1999-10-16改正、2001-06-01改正、2014-05-18改正、2016-03-20確認)

## 別表：図書館利用の手引き

- ・JEI会員は、無料で利用できます。
- ・事務局でお名前を告げ、鍵を事務局員にあけてもらってください。  
(帰りに、お声をかけてください。他に人がいなければ鍵をかけます)
- ・図書は、本会館内でお読みください。貸し出しは、できません。
- ・コピーは、3階のコピー機でお願いします。1枚30円いただきます。